

# 経済産業省

26 商ガ安第 17 号  
平成 26 年 8 月 7 日

高圧ガス保安協会会長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

## 山小屋における一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について

平成 26 年 7 月 29 日（火）に山梨県の山小屋（富士山八合目、標高約 3,400m）において、従業員 1 名が死亡する一酸化炭素中毒事故が発生しました。事故原因は、本来は屋外で使用することになっている R F 式（Roof top flue：屋外式）風呂釜を屋内に設置し使用したため、不完全燃焼で発生した一酸化炭素が浴室内に充満し、一酸化炭素中毒事故となったものと考えられます。

このため、今回の事故と類似の事故の再発を防止するため、ガスを燃料とする風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する山小屋の需要家に対し、貴団体傘下の事業者等を通じて注意を喚起していただきたく、下記の事項を貴団体傘下の事業者等に対して、周知くださいますようお願いいたします。

## 記

1. 屋外用の風呂釜及び給湯器は、屋内で使用しないこと。
2. 排気筒を設置する必要がある風呂釜及び給湯器等の燃焼器は、排気筒を設置すること。
3. 屋内用の風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する際、換気が不十分な場合は、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）が発生し、危険であるため、十分に換気を行うこと。
4. 標高の高い場所（概ね標高 800m を超える場所）において風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、メーカー又は機種によって使用できない場合があるため、使用する場所（標高）において対応可能な機器であるかを確認すること。
5. 風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、使用する前に「取扱説明書」をよく読み、使用上の注意を守り、正しく使用すること。
6. 万一の不完全燃焼に備えて CO 警報器の設置が望ましいこと。
7. LP ガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。